

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照表

○ 電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 地上基幹放送局(テレビジョン放送を行うもの(移動受信用地上基幹放送を除く。))に限る。)の免許の申請である場合、基幹放送普及計画に定める区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。</p> <p>また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地上基幹放送局</p>	<p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 地上基幹放送局(テレビジョン放送を行うものに限る。)の免許の申請である場合、基幹放送普及計画に定める区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。</p> <p>また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地上基幹放送局</p>

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信地上基幹放送を行うものを除く。）

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信地上基幹放送を行うものを除く。）以下本項1において「DTV放送局」という。）の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1)～(8) (略)

2 超短波放送局（地上系）

超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。）以下「FM放送局」という。）の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 マルチメディア放送局（移動受信地上基幹放送を行うテレビジョン放送局を含む。）

マルチメディア放送局（移動受信地上基幹放送を行うテレビジョン放送局を含む。）の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1)～(5) (略)

5 (略)

第3～第25 (略)

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（以下本項1において「DTV放送局」という。）の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1)～(8) (略)

2 超短波放送局（地上系）

超短波放送局（地上系）（以下「FM放送局」という。）の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 マルチメディア放送局

マルチメディア放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1)～(5) (略)

5 (略)

第3～第25 (略)

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1～第4 （略）

第5 放送関係

1～5 （略）

6 受信障害対策中継放送を行う放送局

中波放送(受信障害対策中継放送)、超短波放送(受信障害対策中継放送)、超短波文字多重放送(受信障害対策中継放送)及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)を行う放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この項において「デジタル受信障害対策中継局」という。)の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2(同1の(3))に掲げる事項を除く。)の基準により行う。

(1)～(3) （略）

7 （略）

8 エリア放送を行う地上一般放送局

エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1)～(8) （略）

(9) 地上デジタルテレビジョン放送(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下本項において同じ。)の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。

(10)～(16) （略）

9 （略）

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1～第4 （略）

第5 放送関係

1～5 （略）

6 受信障害対策中継放送を行う放送局

中波放送(受信障害対策中継放送)、超短波放送(受信障害対策中継放送)、超短波文字多重放送(受信障害対策中継放送)及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)を行う放送局(以下この項において「デジタル受信障害対策中継局」という。)の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2(同1の(3))に掲げる事項を除く。)の基準により行う。

(1)～(3) （略）

7 （略）

8 エリア放送を行う地上一般放送局

エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1)～(8) （略）

(9) 地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。

(10)～(16) （略）

9 （略）